小滝·近藤直家文書目録解題

「小滝・近藤家文書」は、近世に小滝村の庄屋を務めた近藤家に伝えられた 3,220 点の文書群である。

近藤家は旧黒田村小滝に旧宅があり、現在は転居しているが、敷地内に残されていた土蔵を取り壊すにあたり、令和元年(2019) 10月に土蔵内に収納していた本文書群を公文書センターに寄贈したいと申し出があった。文書はかつて土蔵二階の桐ダンスに収納していたが、先代が土蔵内整理を行い、プラスチック製の大型衣装ケース7個に入れ直して保管していた。

近藤家は、近世には嘉平、嘉平治、嘉兵衛等を名乗り、年貢割付状等から 1600 年代末から近世 全般を通じて小滝村の庄屋役を務めていたことがわかる。寛政 11 年(1799)の「榊原式部大輔様ゟ 名字御免」と記された木箱に、寛政年間・文化年間に「苗字御免」や家紋付きの裃の下賜がなされ た由緒を示す資料が残されている。他の資料からも、近藤家が苗字を名乗ることを許された小滝組 大肝煎役を何度か務めていたことが確認できる(ただし、小滝村の属する組は、所属する村々がし ばしば変更されたため、常に小滝組大肝煎であったわけではない)。

また、惣代あるいは取次として東本願寺、新井別院、高田別院、得法寺等への寄進・奉加の小滝村分の取りまとめを行っており、「御印書」と呼ばれる形式の本願寺教団関係文書が 100 点以上残されている。

近代以降は、明治 18 年頃に小滝村惣代、明治 10 年代から 20 年代に農事通信委員を務めている。 さらに、大正末から終戦にかけて満州の新京で建築業「近藤組」を設立し、企業経営を行っていた ことから、当時の満州の情勢や日本に残った家族との手紙のやり取りなど、当時の状況を記録した 資料も多数残されている。

「小滝・近藤家文書」には、庄屋役・大肝煎役に関わった村政文書が数多く残されている。特に、年貢割付状、年貢皆済目録は、寛文9年(1669)の皆済目録[資料番号1484-1212-1]、延宝4年(1676)の割付状[資料番号1484-1213-1]、延宝9年(1681)の割付状[資料番号1484-1214-1]をはじめ1600年代の物が5点、1700年代の物が72点、1800年代の物が50点残されており、高田藩の領主の交替による年貢収取の変遷を追究することができる。この他に、村政に関する文書として、村極や請書、村入用等の割譜目録等も多数残されている。

小滝村は南葉山に入会地をもち、永請地として中ノ俣村、後谷村に山手米をそれぞれ年に1.2石、0.5 石程度納入していた記録が残っている。この入会地についてはその境界が青田村とも接することから、青田村・中ノ俣村・後谷村・小滝村を含めて柴・枝・萱等の刈り取りなどを巡る出入、山論がしばしば発生しており、それにともなう多くの文書も残されている。

近藤家は近世の早い段階から、質地地主として土地の集積を進め、幕末には 53 石余りの土地を所有していた(「嘉永六年 大豆組小滝村銘々持高書上帳」[資料番号 1484-1053-1]。土地取引にかかわる最も古い資料は、延宝 4 年(1676)の沽券状 [資料番号 1484-1716-1] である。総数で 180 点以上残されている質地証文の中には、元禄 7 年(1694) [資料番号 1484-1732-1]、元禄 8 年、9 年の物をはじめ、宝永、正徳、享保年間の物が多数含まれており、高田藩領での質地取引の推移を追求できる資料群である。その中でも、1700 年代に入っても田地の永代売買が行われていることを示した享保 4 年(1719)の沽券状 [資料番号 1484-1742-1]、質地取引に利足として米 8 斗を明記した享保11 年(1726)の質地証文 [資料番号 1484-1746-1]、天明元年(1781)の田 83 筆・4 町 4 反余り・高 49

石余りを 200 両で質入れした質地取引〔資料番号 1484-1805-1〕、田 52 筆・5 町 3 反余り・高 41 石 6 斗余りを 100 両で質入れした質地取引〔資料番号 1484-1815-1〕等は、他にあまり例のない特殊な質地に関する貴重な資料である。

これらの他に、当該地域の研究を進める上で参考となると思われる資料を下記に示す。

- ・「非常御備一件請書」〔資料番号 1484-1040-1〕 年代の記載はないが幕末高田藩の異国船防備のための男馬、人足、廻船の徴収と手配等に関わる藩の「達」に対する請書であり、攘夷の緊迫した状況をよく伝えている。
- ・「百箇条并諸窺書留」〔資料番号 1484-1045-1〕 年代の記載はないが榊原高田藩で出された主に幕末の法度、「触」、「達」、諸事取り扱い要領の 確認等を竪帳一冊にまとめた資料である。
- •「一札證文之事」〔資料番号 1484-1425-1〕

宝永6年(1777)の村方文書で、庄屋に乱暴狼藉を働いた不届きの若者に対して、奉行所に訴え出ようとしている村の長百姓が多い中で、好身の者が今後の「回心(ママ)」に責任を取るので取り下げてほしい旨を願い出た証文である。村の中の相互扶助の状況が現れた資料であり、同様の願い出が資料番号1484-1437-1、1484-1566-1にも見られる。

・「天気善悪日記簿」〔資料番号 1484-1684-1~1687-1 他〕

農事通信委員として新潟県に報告した農業の概況報告の控帳 15 冊である。これには、日々の 天気、小滝地内の栽培作物、植付その他の農作業の状況等が克明に記されており、明治期の農業 の概要を把握することができる。